

■H29. 8. 7 市長定例記者会見内容

日時 平成 29 年 8 月 7 日（月）午前 11 時～

場所 庁議室

出席 市長、副市長、市政推進調整監、企画振興部長、商工観光部長、政策推進課長、まちづくり推進課長、観光振興課長、酒田地区広域行政組合事務局管理課長、消防長、市長公室長
酒田記者クラブ 8 社（山形新聞、荘内日報、読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、河北新報、NHK、YTS）

■内容

1. 記者発表事項

【①南極観測船砕氷艦「しらせ」一般公開】

入港時期は 9 月 8 日～11 日、古湊ふ頭に入港する。飛鳥Ⅱの出港に続いて入港してくる形となる。港内ですれ違えば迫力があるが、さすがにそれは危険。飛鳥Ⅱが出港するまで、しらせが沖で待機する形となる。

しらせは平成 14 年 9 月以来 15 年ぶり 2 回目の寄港。平田地域出身の久松氏がかつて艦長をしていた縁もあり、昨年から本市への寄港を要望していたが、今回実現できてよかった。

9 日、10 日は一般公開を行う。地球の自然環境に興味を持っている子どもたちなどにもぜひ見学にきてもらいたい。かつて来た時は南極の石を寄贈してもらった。今回も非常に期待している。今回は市、県の港湾協会、商工会議所、酒田の港湾振興会などで実行委員会を組織して、しらせを迎えたい。しらせは全長 138 ㍎、幅が 28 ㍎、12,500 トン。大型ヘリコプター 2 機、小型ヘリコプター 1 機を搭載する。県内外の皆さんに酒田北港に来ていただき、見学してもらいたい。

船・港を使って酒田を元気にしていきたいので、しらせの入港はうれしく思う。この機会に酒田を全国に発信していきたい。

記者／年間どれくらい寄港する中の 1 港なのか。15 年ぶりということは、全国各地から要望がある中、日程の確保も難しいと思う。実現するまでの経過、難しさなどを聞きたい。

→日本に帰っているときしかできない。昨年度から声をかけさせてもらっていた。今年度寄港するのは 8 か所。後ほど資料を提供する。

記者／来年の 4 月にまた南極に行く？それまでに 8 か所ということか。

→詳しくはわからない。

記者／久松氏について、フルネームを教えて欲しい。またいつごろ艦長を務めたのかも。→久松武宏（ひさまつたけひろ）さん。1992 年 8 月 3 日～1994 年 7 月 31 日に艦長を務

めた。旧平田町出身。平成 22 年に亡くなっている。

記者／しらせの入港はある程度の大きさのある港でなければできないということか。

→八戸・青森・秋田などは入れるが、地方の港では難しいかも。

記者／一般公開で、どんなことが体験できるのか。

→観測機器やヘリコプター、デッキなど南極観測船ならではの装備を知ることができるのではない。

記者／飛鳥Ⅱはすれ違うということだが、何時ごろの入港になるのか。

→飛鳥Ⅱは午前 8 時入港、午後 5 時出港。そのあとにしらせが午後 6 時 30 分入港。しらせの誘致は大変だった。寄港するのは大きな港ばかり。大変な苦労と、お金がかかった。6 月で 430 万円の補正予算を措置した。それだけの魅力があり、めったに呼び込めない船だと思う。

記者／430 万円の内、誘致自体にかかったお金は。

→それは無料。曳船料などの各種経費がかかる。新型（2 代目）しらせの入港は初めて。以前来たのは初代しらせで、昭和 62 年、平成 5 年、平成 14 年の 3 回酒田に寄港した。南極の石は昭和 62 年の寄港時に寄贈されている。

記者／今年 4 月に日本に帰還したとのことだが、どれくらいの期間南極に行っているのか。めったに帰ってこないのか。

→毎年 4 月に帰ってくる。8 月～10 月訓練し、11 月に南極に行く。

記者／毎年どこかの港には寄港しているのか。

→その通り。

記者／位置づけとしては、操法訓練の一環での寄港か。

→航海自体は訓練。寄港中は訓練ではないと思う。

記者／市民が体験できるイベントは何があるか。

→自衛艦の一般公開と基本的には同じ。詳細はこれから調整する。

2. 懇談

事前質問

記者／コスタ ネオロマンチカについて。来年は春・夏・秋の 3 回寄港する方向で最終調整中ということだが、事実だとすれば外国船は合計 5 回寄港することになる。今後の外国船の誘致について、目標は。

→具体的な目標数値は持っていない。舞鶴は年間 20 回～30 回とのことだが、当面は 2 桁くらいまでいければ、港を使ったまちづくりという方針を掲げる市としてはありがたい。他の船会社もあるので、外国船の 2 桁の寄港は夢ではない。

→ダイヤモンドプリンセス 2 回、コスタ 3 回は確定。その他日本船は未定。

記者／2 桁というのは、全てのクルーズ船を含めての目標か。

→外国クルーズ船のみで 2 桁という意味で言った。

記者／日本の船を含めての数値は。

→30回と言ったら言いすぎか。青森で外国船は10回～15回くらい、日本船合わせて20回くらい。かなり賑わっているとのことだった。20以上は呼びたい。クァンタム・オブ・ザ・シーズが入港できるのは酒田だけということでアピールしているの、ぜひ誘致したい。

記者／コスタは定員の半分以上の乗客数だった。人集めが大変なのだと思う。酒田からは乗せられないのか。

→現在は乗れないが、来年度以降は、酒田からも乗れるように働きかけをしていきたい。酒田から乗船するとしたら（その乗客は）酒田より北の港しか観光できないことになるし、博多で下船することになり、そこから帰ってくる交通手段の問題もある。酒田でも降りられるようにするよう、働きかけて行く。

記者／コスタのオプションバスツアーのコース、8コース設定されていた内、実際は3つのコースに関してバスツアーが催行されたとのこと。その3コースとは「最上川川下り、酒田・鶴岡終日観光」「山居倉庫と酒田終日観光」「鶴岡市加茂水族館とメロン狩り」という理解で良いか。またそれぞれのコースに何台バスが運用されたかはわかるか。午前中に7台動いたと聞いているが。

→バスは4台が加茂水族館、他は山居倉庫と最上川川下り。出羽三山は前日キャンセルになった。

記者／コスタの乗客が少なかったということはあると思うが、出羽三山への観光客が少ないことに違和感がある。何が足りなかったか、アンケートなど反省点は。

→今反省点や分析を集計している。定員1,800人の約半数しか乗っておらず、その半分が市内にきた。クルーはだいぶ降りてくれた。中心市街地のバスは山居倉庫が多かった。案内所での案内、山居倉庫などに行った後、市内に戻って昼食をとってもらうなど、事前に打ち合わせの上、緻密にやればよかったかと思う。

記者／オプションツアーに関しては、値段もひとつのネックになった部分があると思うが、来年度以降、酒田市・山形県でできることはないか。ツアーを組むのは船主側ではあるが、せっかく来たのに知名度不足などの面もあり、もったいない。

記者／舞鶴と青森の間にあり、酒田ではゆっくり船で休息したいと考えた人もいるのでは。子ども連れもおり、加茂水族館のコースはよかったのではないか。来年来るダイヤモンドプリンセスの乗客はほとんどが外国人。日本人と外国人では、興味の対象も違うかもしれない。船会社と情報交換する必要がある。

記者／アンケートは手元にあるのか。

→コスタ社で行うものなので、それがまとまってから。ある程度時間がかかる。

記者／1,000人の市民が出迎えた。クルー・スタッフも驚いていたし、乗客は「もてなしが素晴らしい」という声が非常に多かった。呼びかけた立場として、1,000人もの市民が来てくれたことに関してどう思うか。

→大変ありがたい。入港時も出港時も現地に行ったが、あれだけの方が来てくれたことに感激した。観光資源では、舞鶴（京都）、青森（ねぶた）にはかなわない。おもてなしで酒田の個性をアピールしたいと思っていた。出迎えてくれた皆さんには感謝したい。これからも寄港があるので、毎回あの体制は厳しいと思うが、地域の熱意を伝えるようなおもてなしで迎え入れたい。

記者／乗客は口々に「芸能人になったようだった」と言っていた。振る舞いがとても多いと感じた。メロンや日本酒、無料のものだけでお腹がいっぱいになるくらいだった。これに関しては全部無料ではなく「売ればよかったのに」とも思った。今後販売につなげることは考えているか。

→経済波及効果という面では、今後考えなければならない。今回は最初だったので無料のふるまいを企画した。乗客だけでなく集まった内外の人も楽しみ、お金を使うので、双方の経済波及効果を検討し、やり方を考えたい。

記者／オプションツアー、最上川川下りに参加した人に話を聞いたところ、酒田についてよくわからないので、有名な最上川のツアーに参加したという人が多かった。県全体の利益にはなるが、寄港地としての酒田にお金を落としてもらいたいと言う視点から、事前のPRに関して反省点や改善点は。

→事前のPRが足りなかったということは否めない。「庄内探訪」という本を舞鶴港で乗客に配った。酒田に入ってくる前に、庄内地域の魅力を絵と写真で知ってもらおうという取り組み。船会社の理解がないと配れないし、船会社の方では配ってくれない。現地に出向いて配った。そういう形でPRしたつもりだったが、庄内の魅力を浸透させる意味では足りなかったという反省はしている。他に比べればメジャーな観光地ではないと思うが、事前に冊子を配ったのは酒田だけだと思う。読んでくれたかまでは、検証してみないとわからない。

記者／酒田でのツアーを決めるのは金沢までのはず。舞鶴での配布では1日しか猶予はない。

→本当は博多で配りたかったが、冊子ができたのが遅かったのもあり手配が遅れた。船会社の理解がないと配れない。

記者／中心市街地へのシャトルバス、かなり便数が多かったと見ている。中心市街地に人を呼び込むという点で、今回の結果をどう受け止めているか。反省点などあれば。

→それも狙いのひとつ。山居倉庫と中心市街地に、乗客と市民を呼び込みたかったが、山居倉庫に人が流れてしまい、市街地はそうでもなかったか。ガイドの誘導の仕方などの影響もあったと思う。今後仕掛けを考えていかなければならないと思う。昼食を中町で食べて欲しかったが、各施設を見るのに忙しく、昼食を度外視してしまった感があったようである。PR不足もあったか。酒田港本港周辺にもぎわっていたと聞いているが、ちょうど時を同じくしてインターハイの体操競技が市内で開催中であり、そのお客さんも海鮮市場などに来ていたようである。イベントが重なったので、コストの乗客がどれ

だけ来ていたかは検証しないとわからない。もっと中町に人があふれるようにはしたかった。

記者／シャトルバスをかなりの本数、乗り放題で運行した点に関しては。

→やって良かったと思っている。利用者からはお金をいただいた。シャトルバス以外にもタクシーを利用した人も相当数いたと聞いていて、中心市街地に関心を持っている人がいたということだと思う。中町に人を呼び込める策を考えていきたい。具体的な仕掛け方はこれから。今回は花魁道中もやったが、PRした情報がどこまで乗客に伝わっていたのかわからない。船内見学時にツアーデスクを見たが、酒田の情報は少なかつたように見えた。デスクがあることがわかったので、来年以降はそこに力を入れていきたい。

②消防士の自殺に関し、遺族から民事訴訟が提起されたことに関して

記者／行政組合に提訴があったことについて、訴状を読んだ上で、どのような方針で臨むのか、提訴自体をどう受け止めるか。

→民事訴訟という形。第三者委員会で調査してもらい、その結果を全面的に認めて謝罪した。遺族と話した際に、職員の処分について不満があるのは聞いていた。遺族としては民事訴訟という形で何らかの行動を取るのではないかとある程度予想はしていた。7月12日付けで訴訟が提起され、訴状も見た。民事訴訟という場で解決を図りたいという遺族の思いであるので、それに対しては肅々と受け止めて対応していきたい。

記者／争う姿勢なのか。

→、訴訟物の価格が1億5000万円だが、その金額の算定が焦点になると思う。弁護士と相談しながら広域行政組合としての対応を検討したい。

記者／遺族の不満は処分の軽さだったと思うが、適正だと思うか

→処分には基準が必要だが、過去に前例というか基準がなかった。従来の基準で考えられる処分をしたと考えている。遺族はもっと厳しい処分があってもいいのではと言っていたので、広域行政組合の8月議会があるが、その中で基準の見直しについて行っている。基準に従ってやらなければならない。思いだけで懲戒免職などを下すわけにはいかない。

記者／前例がなく、基準がないという表現わかりにくい。

→懲戒処分の基準にパワハラがない。作っていないことが不備だと言われれば甘んじて受けなければいけないが、懲戒処分に関しては基準に沿って処分することがルール。そのルールに則って処分した。

記者／今まである懲戒処分とパワハラをどう照らし合わせたのか。

→通常の処分基準のなかで、停職1年が最も厳しい処分だった。

記者／免職と定職に関する基準は。

→パワハラに関する規定がは分基準の中にない。多くの自治体が同じ状況。今回は上司または同僚への暴行により職場の秩序を乱した職員については、停職または減給という

処分になる。他の自治体も多くはその内容。「酒田地区広域行政組合非違行為等に係る懲戒処分基準」による。

記者／酒田市の処分規定と同様ということか。

→その通り。

記者／パワハラに関する基準がないので、今回は暴行した場合の基準に沿い、停職か減給ということで免職にはしなかったという対応か。

→その通り。

記者／今後パワハラに関する基準も設けていくということか。市も？

→市は別。今回は広域行政組合の基準の見直しとして行う。遺族にも見直しを行うことを約束している。パワハラときは懲戒免職が可能になる案を作り、明後日の管理者会議で決定する。全国的には一般的な規定ではない。施行は9月1日 （懲戒処分の基準に関しては8月1日に施行済み。記者会見後に訂正した）

記者／今回の規定を作る際、全国的な例を確認したのか。

→さまざまな自治体に確認した。人事院や山形県の基準を確認したが、県にはパワハラの基準はなく、今後も設ける予定はないようである。他自治体の消防の基準を確認し、それを参考にした。

記者／他の自治体で免職基準があるところはあるのか。それはどこか。

消防）ある。後ほど資料を配布する。

記者／現在は案で、9月9日に決定し、9月1日発効という流れか

→8月31日に議会の全員協議会があり、その場で議員に説明をするので、その後。管理者会議では遊佐町や庄内町長に説明する。

記者／パワハラで死者が出た場合、懲戒処分になる。その規定に関してよくわからないので、もっと詳しく教えて欲しい。免職処分もあるとのことだが、どの程度で免職になるのか。

→自ら命を絶つ場合は、多かれ少なかれパワハラを原因とした精神疾患が発生する。それを発生させた場合は免職を視野に入れるという処分。

記者／県内では、同じような基準はないとのこと。全国だとどれくらいあるのか。

→調べて情報提供する。

記者／かなり重い処分も盛り込んでいる基準ということか。

→その通り。パワハラがあったかを第三者機関で認定してもらう必要がある。その仕組みは条例になるので議決が必要。8月の議会に提案する予定。

記者／パワハラがあったのではないかという申し出があった場合、どの段階で第三者委員会を設けるかを条例化するということか。

→今回のケースでは第三者委員会による判断について条例化という手順を経ることなく、任意で設置した（今回はその手順に関して条例化する）。

記者／どの段階になれば条例に基づいて第三者委員会を設置するのか。例えば遺族の申

し出があった場合など。

→条例による委員会の設置には議決が必要だが、かなりきちっとした根拠が必要。今回は、噂などが選考している状況で、はっきりした根拠としては認識できなかった。今回の条例案は、不祥事の内、客観的な調査、公正な判断が必要だと管理者（酒田市長）が判断した場合、第三者委員会を設置できるようになる。

記者／条例案の名称は。

→「酒田地区広域行政組合職員の不祥事に係る第三者委員会設置条例」

記者／この条例案を8月31日の組合議会に提示し、条例化を目指すということだと思うが、管理者が必要と判断しなければ委員会設置できないということになるのではないか。今回の場合も、当初は第三者委員会の設置は必要ないということで設置されない状態が続いていたが、公務災害認定の際にパワハラがあったと認定されたという流れ。新条例が設置されたとしても（市長が必要ないと判断すれば）、第三者委員会は設置されないのでは。

→今回のケースは公務災害の調査が、第三者機関による調査に代わり得るものだと思っていた。しかし開示された資料には、見られない部分が非常に多く、わからなかったため、第三者委員会を設置して調査しようということになった。今回のケースで自分たちも学んだので、今回の条例の関係で言えば、管理者が恣意的に必要なか不必要かを判断するのではなく、基本的にそういう場合には条例にのっとって第三者委員会を立ち上げて物事を進めるということになると思う。

記者／民事訴訟に関する姿勢について、争うか争わないかも含めて相談するのか。

→全て含めて相談する。

記者／金額については争うのではなかったのか？

→弁護士に金額も含めて相談するという。内容全体について弁護士と相談する。

記者／最初から支払う姿勢で臨むわけではない？

→全て含めて相談した上で。訴えられている事実認定についても確認する必要がある。

記者／事実認定に関しては、第三者委員会の報告書がベースになっているのではないのか。事実認定自体には争いはないのでは。争う点は金額で、早く和解したいということではないのか。

→そこまではまだ決まっていないし話せない。ただし事実関係に関しては、訴状に係れてはいるが、その内容について一字一句検証する必要があると思う。やはり弁護士との相談が必要である。一般的には、金額の算定方法が妥当なのかどうか争点にはなると思う。

→第三者委員会が結論を出した直後の記者会見で、市側から弔慰金を出すか出さないかをたずねたところ、支払う根拠がない、訴訟を起こされたら支払いについて考えるとの解答だった。明らかにパワハラが原因で死に至ったと第三者委員会が認定している。行政と個人の話なので、そういう言い方になるのかもしれないが、普通個人同士の関係な

ら、明らかに非がある方が弔慰金などを支払うのが一般的。そのようなシステムをつくることはできないのか。

→公務災害としては支払われる。互助会からも出る。弔慰金が出なかったのはその基準がなかったから。

記者／個人の関係であれば、明らかに自分に非があれば何らかの形でそれを示すのが常識的な形。それが無いので遺族としても「謝って終わりなのか」となるのではないか。

→気持ちの部分と、実際に弔慰金として公金を支出するのは別の話。弔慰金は基準が無いので出せない。気持ちだけで公金を支出するのは難しい。民事訴訟は、合意できない部分に関して金銭に換算して、支払う支払わないを裁判所に認定してもらう場所だと思う。民事訴訟もあり得るだろうというのは、弔慰金も出ないという状況ならば、民事訴訟という形で公金の支出を求めるというやり方があるわけなので、それにのっとってやるのが合理的な問題解決方法ではないかと理解している。。

記者／そういうことであれば、今回はある程度、支払うことに関しては想定しているということか。

→先ほども言ったが、事実関係、訴訟物の算定が裁判所で認められれば支払うことになると思う。紛争解決の期間である裁判所の判断に従う。